

# 消費者シンポin福岡

平成22年1月30日

毎年恒例の消費者シンポを福岡県で開催した。第1部では、『貸金業者の廃業と債権譲受人の責任』について実務事例をもとに債権譲渡について様々な視点から検討した。貸金業の破綻前の手法もそれぞれである。営業貸付金は資金調達のために流動化されるようにもなったことで、その主体となるはずの債務者は、自分の債権者が変わっていることを知らないことも多くなった。債権者の都合だけで譲渡されるのに、本来請求できる過払利息が遮断されることなど許されない。講師を引き受けてくれた方々は、自分の事例を惜しみなく提供してくれた。多くの方々の事例などで意見交換を行い、今後の対応を検討していかなければならない。貸金業者の動向は、目まぐるしく変化しており、全国的な情報の共有と共通した意識を持って迅速かつ適切に対応していかなければならないのである。第2部では、『司法書士債務整理執務基準』についてパネルディスカッション型式で検討した。近時のマスコミを賑わす、司法書士等法律家の脱税事件、債務整理二次被害、過度の広告などの債務整理事件に関する諸問題について、弱者救済という社会的使命をもとに、多重債務者や高金利被害者らと伴走してきた我々青年司法書士が、過払金の回収等に特化した利益主義が横行する現状を踏まえて、我々が債務整理事件に取り組んできた意義と法律家に課せられた真の使命を確認し、今後のあるべき執務姿勢を議論する場とすべく企画した。日々の実務に追われ、多重債務問題に取り組む真の意味を忘れてはいないか、今一度初心にかえり、我々司法書士が多重債務問題に取り組む意義を考えることが重要である。